政策・事業提案制度の検討の流れ

1 現状分析

(1)協働のまちづくり事業

- ①協働のまちづくりとは・・・
 - 1)市民が主体のまちづくりを進め、魅力的で個性豊かな地域社会を実現するための「手段」
 - |2)「市民と行政、事業者がそれぞれの立場や役割を認識しあい、自立した存在として、対等の関 係で協力しあいながら、まちづくりを行うこと」

②協働の考え方・方向性

- 1)適切な役割分担(市民活動や地域コミュニティの「特性」の活用など)
- 2) 相乗効果のある協働(サービスの向上、協働する意義)
- 3)信頼関係の構築
- 4)コーディネート機能の整備(人材・場)
- 5)協働事業提案の仕組みの構築(協働の施策)
- 6)協働の原則(自立・相互理解・目的共有・対等・公平公正・透明性)

③政策・事業提案制度の必要性

協働の具体的な手法(施策)として、「協働のまちづくり基本条例」や「地域コミュニティ振 興指針」、「市民活動促進指針」に「政策・事業提案制度」の必要性や方向性が定められている。

(2) 市民活動の促進と地域コミュニティの振興

協働のまちづくりを推進するためには、「協働のパートナー」として、市民活動団体や地域コミ ュニティが成長するよう、その活動の促進のために、社会全体で適切な支援を行う必要があります。

①市民活動団体等の課題

- 1)人材(新たな会員、後継者、コーディネーター)や資金など活動基盤の確保
- 2)地域ニーズや地域の様々な情報の活用(どのように活動に結びつけていくか)
- 3)マネジメントカの向上(活動の内容や質、組織力、持続性、自立性、自律性)

(3) まちづくりフロンティア21奨励金制度

①概要: 市民活動団体等の立ち上がり期を支援し、市民活動の活性化をるため、市民による自主的・ 自発的なまちづくり活動に対して助成金を交付する。(H10~16:市民連携課)

②問題点·課題

- 1)単年度事業に対する助成のため、単発のイベント等に偏りがち
- 2) 市民活動団体等のレベル(初動期、成長期、発展期)に応じた促進策の検討が必要。
- 3)事業の評価体制の確立が必要
- 4) 財源等について、社会全体で支える仕組みの検討が必要。
- 5)条例や両指針に基づいた、制度の見直しが必要。

(4) 庁内の類似制度

①合併記念「まちづくりみんなの手で」市民提案事業(H17:市民連携課)

八戸市と南郷村の合併を記念し、新市の一体感を生み出し、連帯感を高める事業や両地域の交 流を図る事業を実施する市民活動団体や地域コミュニティ、事業者に対し助成金を交付。

②海洋立市イベント助成金(H16~:政策推進室)

海を活かしたまちづくりを推進するため、海洋立市の普及啓発に寄与するイベントを企画・実 施する市民団体等に対して、助成金を交付。

(5) 県の動き

①パートナーシップによる地域づくり推進パイロット事業の実施 (H17・18)

県又は民間団体から、お互いを相手方とするパートナーシップ事業の提案を受け、当該事業の 実施に向けた関係者の協議などを通じて、協働推進体制や、役割分担のあり方などの検証を行う。

1)パートナーシップ推進委員会の設置(提案の審議、下記テーブルの召集、事業評価) 2)パートナーシップテーブルの開催(提案事業の実施に向けた当事者間の検討・協議)

(6) 他都市の状況

- ①大阪府豊中市
 - 1)公募制補助金制度 ├ : 行政が呼びかけ→団体応募→公開審査・決定→実施 2)提案公募型委託事業
 - 3)協働事業提案制度:団体が自由提案→協働可能なものについて成案化→予算化→実施
- ②神奈川県大和市
 - 1)新しい公共を創造する市民活動推進基金(補助制度の財源として活用) 「マッチング・ギフト」方式の導入:市民からの寄附金と、1年間によせられたその寄付金と 同額(100万円上限)を市が上乗せして積み立てる基金。
 - 2)基金に対する寄附については、所得税法上の寄付金控除が受けられるといったメリットもある。 また、他都市では、寄付金の充当先(分野や団体)を選べる基金などもある。

|2 政策・事業提案制度の方向性| (条例・指針の内容から)

- (1)課題:①市政への市民参加の促進
 - ②地域課題や、まちづくりに対する「思い」・「アイディア」の共有
 - ③市・市民・事業者の適切な役割分担
- (2)目的:市民の意思を反映させた政策や事業を実施し、市民と行政の適切な役割分担に基づいたま ちづくりの実現を目指す。
- (3)事業:政策・事業提案制度

市民の側からの政策や事業に関する提案を可能とする仕組みづくり(コーディネート機 能・相談の場の設置などを含む)

- ①市民活動・地域コミュニティ活動補助制度(支援事業)
- ②事業提案制度(協働事業) 行政側がテーマや事業計画、予算等を設定し、事業募集。
- ③政策提案制度(協働事業) 市民の自由な政策提案を受付し、事業化に向け調整・検討。(より広い分野で反映)

- (4) 運用: ①審査・評価機関(透明性の確保)
 - ②プラットホーム(課題共有、相談・協議・調整の場)※事業の決定機関ではない。
 - ③コーディネート機能(提案の振分け、事業化への結び付け)
 - ④多様な主体による運営(行政と民間の連携)
 - ⑤段階的な仕組みづくり
 - ⑥基金等を活用した補助制度や他の委託制度との一体的・効果的な運営
 - ⑦協働の視点(行政への要望ではなく、提案者・協働の相手の役割を考える)
- (5) 補助制度: ①活動レベルに応じた補助制度
 - ②自立に向けた資金支援
 - ③地域コミュニティ計画に基づく事業提案に対する補助(20年度~)

ねらい:事業の必要性や地域のまちづくりにおける事業の位置付けの明確化

将来的:地域づくり予算制度への移行検討(計画を基礎とし、一定の予算枠を定めた 支援制度)

- (6) 財源:市民ファンド・地域づくり基金の検討
 - (1)行政のみが資金を負担するのではなく、社会全体で支える仕組み
 - ②マッチングファンドの導入検討

「寄附・資材・労力等の市民や地域の相応の負担に応じて、資金を提供する仕組み」

3 政策・事業提案制度の具体的イメージ ※あくまで現段階の想定

- (1)まちづくり活動補助制度(団体初動期支援:H18~)※既存
- (2) まちづくり活動補助制度(団体事業拡大支援:H18~)※新設
 - 「特別のでははは、または、「中国のでは、「中国の
- (3)協働事業提案制度(テーマ設定型、庁内各課からテーマ募集:H18~)※新設
 - 制度の導入状況を踏まえる
- (4) 政策提案制度(自由提案型、プラットホームの設置: H2O 以降) ※最終形

4 政策・事業提案制度の検討項目

- (1) 事業対象・・・(事業の要件・団体の要件・対象経費等)
- (2) 募集方法・・・(募集時期・募集期間・募集回数・申請書内容等)
- (3) 審査方法・・・(選考基準・審査会構成・審査会権限・審査手順等)
- (4) 評価方法・・・(報告書内容・成果の共有方法・評価基準・評価機関・評価手順等)
- (5) 財 源・・・(補助限度額・交付方法・種類(一般財源・基金等)・他補助金との関係等)

5 今後の主なスケジュール

·8月24日 検討委員会設置、制度概要確認、意見交換

・9月下旬 まちづくり活動補助制度の検討

・10月中旬 協働事業提案制度の検討

・11 月上旬 制度の中間報告

・11月中旬 新年度予算要求

・12月 協働事業提案制度の18年度テーマ募集(庁内各課)

・1月 テーマ決定(1~2 テーマ)

制度の要綱等作成

・2月 市民活動団体との意見交換会(わいぐ)

審査機関の設置準備

・3月 公募準備

※12月~3月・18年度 政策提案制度の検討